

資産運用報告書の適正性に関する確認書

2020年3月10日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都中央区八重洲1-4-16
不動産投資信託証券発行者名	日本プライムリアルティ投資法人 印
	(コード: 8955)
	執行役員
代表者の役職・氏名 (署 名)	城崎 好浩 印

本投資法人の執行役員である城崎 好浩は、本投資法人の2019年7月1日から2019年12月31日までの第36期計算期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

なお、私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、別紙「理由書」の通りです。

以 上

理 由 書

日本プライムリアルティ投資法人の2019年7月1日から2019年12月31日までの第36期資産運用報告書に不実の記載がないと認識するに至った理由は下記の通りです。

1. 本投資法人の仕組みについて

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）に、投資法人の資産の運用にかかる業務は資産運用会社に委託しなければならないこと、投資法人の資産の保管にかかる業務を資産保管会社に委託しなければならないこと、投資法人の資産の運用及び保管にかかる業務以外の業務にかかる一定の事務（以下、「一般事務」といいます。）についても他の者に委託して行わせなければならないことが定められています。

本書面提出日現在、本投資法人は資産の運用にかかる業務を株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント（以下、「資産運用会社」といいます。）に委託し、資産の保管にかかる業務及び一般事務の一部（会計帳簿の作成等）をみずほ信託銀行株式会社（以下、「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。

2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は、資産運用会社と一般事務受託者が連携して作成しております。具体的には、資産運用会社は主に物件関連情報や定性的情報の原案を作成し、一般事務受託者は主に会計情報の原案を作成します。それらを資産運用会社に取り纏め、資産運用会社と一般事務受託者による総合的なチェックを経た後、本投資法人の役員会にてこれを承認した上で、投資主に交付しております。

3. 当該資産運用報告に不実の記載がないと認識するに至った理由

- ①本投資法人の運営に関しては、資産運用会社より月次で報告を受けており、それらの中で報告された重要な事項が、資産運用報告に記載されていることを確認したこと。
- ②資産運用会社において、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示、適時・適切な情報開示のための社内体制（決裁権限、業務マニュアル等）の整備が行われ、かつ実施されていることを確認していること。
- ③資産運用報告作成にあたっては、資産運用会社と一般事務受託者のそれぞれによって業務が適切に遂行されているとともに、両者間における相互チェック・相互牽制などの連携が十分に機能していることを確認していること。
- ④本投資法人の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人より、投信法第130条の規定に基づく監査証明を受領していること。

以上